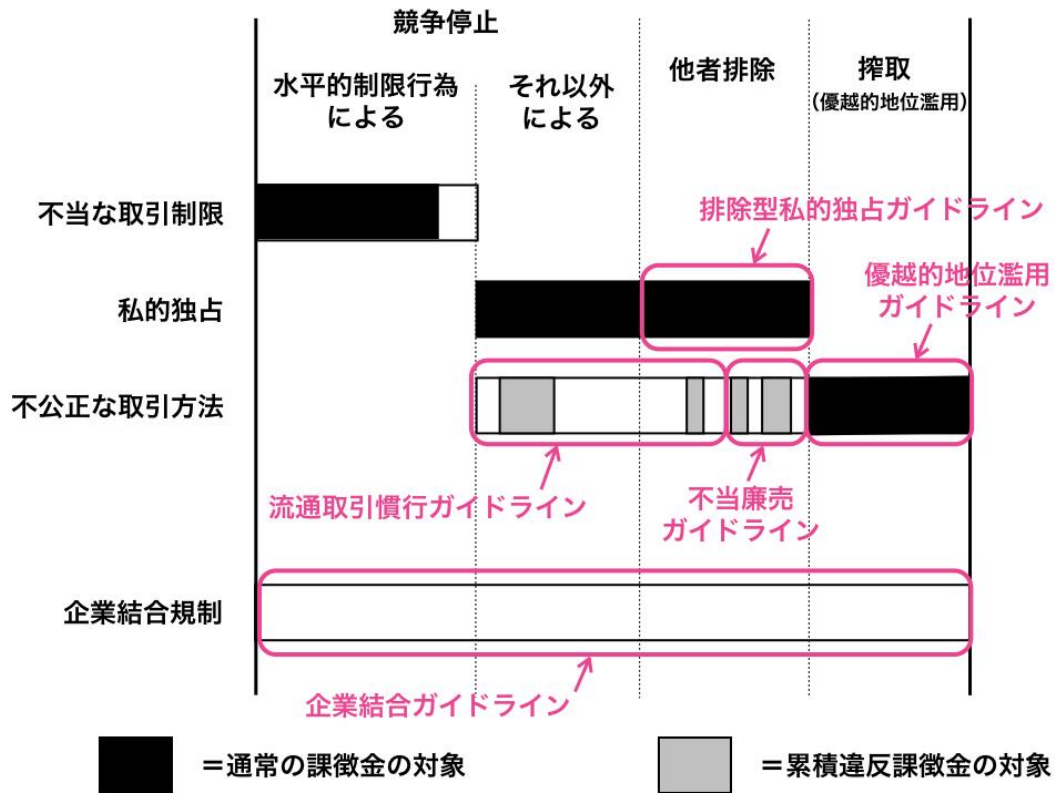


ハードコアカルテル以外の競争停止（基本解説アウトライン）

見取り図



本日の対象範囲

- ・ 水平的制限行為による競争停止のうち、右の白い部分
 - ・ 非ハードコアカルテル（水平的業務提携）
 - ・ 今日の2件の事例
- ・ 2条6項「不当な取引制限」
- ・ それ以外による競争停止
 - ・ 2条5項「支配型私的独占」
 - ・ 2条9項「不公正な取引方法」

条文について

- ・ 共通する基本的な考え方が大事
 - ・ 法定3類型のいずれでも大差ない。
 - ・ 水平的業務提携は課徴金の対象外（隠れ蓑を除く）
 - ・ 法執行は、確約認定またはそれ未満が主流であり、課徴金の確率が低い以上、私的独占と不公正な取引方法の区別を言っても大きな意味はない。

共通する基本的な考え方

- ・ 行為要件
- ・ 弊害要件
 - ・ 市場（市場画定）
 - ・ 需要者からみて選択肢となる供給者の範囲
 - ・ 需要者はどのような者か、が重要
 - ・ 反競争性あり（＝牽制力なし）
 - ・ 内発的牽制力
 - ・ 業務提携の場合の共通化割合など
 - ・ 他の供給者による牽制力
 - ・ 既存供給者からの
 - ・ 潜在的新規参入者からの
 - ・ 隣接市場からの
 - ・ 需要者による牽制力
 - ・ 正当化理由なし
 - ・ 正当化理由があるとされる条件
 - ・ 目的が正当
 - ・ 手段が正当
- ・ 因果関係
 - ・ 寄与度

非ハードコアカルテル（水平的業務提携）

- ・ 本日後半の2件の事例も、これ。
- ・ 例
 - ・ 共同購入
 - ・ OEM 供給
 - ・ 物流共同化
- ・ 相談事例集に載る（毎年6月頃）
 - ・ 9月か10月のセミナー1回を使って検討するのが通例
- ・ 平成26年度相談事例8
 - ・ 「全部盛り」なので説明に好適な事例
- ・

(2) 本件は、競合する加工製品Aメーカー2社の間において、X社が、製造設備を削減し、Y社から削減分のOEM供給を受けるものであるが、

- ① 我が国の加工製品Aの販売数量における2社の合算シェアは約20パーセントであり、他に多数の有力な競争事業者が存在すること
- ② X社の加工製品Aの販売数量に占めるOEM供給量の割合は約10パーセントであり、製造コストの共通化による影響は小さいこと
- ③ 2社は、本件取組後もそれぞれ独自に加工製品Aを販売し、互いに販売価格、販売数量、販売先等には一切関与しないこと
- ④ 本件取組は、2社の製造の効率化を図り、製造コストの削減効果を有することから、我が国の加工製品Aの製造販売分野における競争を実質的に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。

それ以外による競争停止

- ・非水平・・・取引のない者に対する制限を含む
- ・「支配」「拘束」「制限」は同じ意味
 - ・相手方の意思決定を左右
- ・競争停止と他者排除
- ・弊害要件
 - ・反競争性
 - ・「価格維持効果」と言い換え
 - ・流通取引慣行ガイドライン
 - ・「価格維持効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、当該行為の相手方とその競争者間の競争が妨げられ、当該行為の相手方がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。
- ・正当化理由
 - ・フリーライダー対応
 - ・安全性確保
- ・具体例
 - ・価格制限
 - ・価格維持効果があると見られやすい。
 - ・販売地域制限
 - ・「受動的販売の制限」があると、価格維持効果があると見られやすい。
 - ・販売方法制限
 - ・正当化理由が議論されやすく、「それなりの合理的な理由」があればよいという論調も強い。
- ・最恵国待遇条項 (MFN 条項)
 - ・以下は、「予約サイト」が「ホテル」との契約において「ホテル」に課する契約上の義務を想定した例

- ・他の予約サイトを自己の予約サイトより優遇しないことを条件として取引
- ・事案により、次の2通りがあり得る
 - ・競争停止が問題となる場合
 - ・他者排除が問題となる場合
- ・よくある「常識」
 - ・ワイド MFN（第三者予約サイトの優遇も禁止）は不可
 - ・ナローMFN（ホテル自サイトの優遇のみ禁止）は可
- ・本当にそうか

いわゆる「指定価格制度」

- ・企業による「制度」
- ・報道の一例
 - ・「日立やパナソニックの家電価格の指定制、販売現場に一石」
 - ・<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC21ADD0R21C23A2000000/>
- ・背景 1
 - ・直営店なら小売価格を統一しても問題ないのに非直営店なら小売価格を統一すると独禁法違反と言われるのはなぜか
- ・背景 2
 - ・価格制限は、通常、競争への影響を与えるとされている（通常は弊害要件を満たす）
- ・流通取引慣行ガイドライン第1部第1の2(7)

なお、次のような場合であって、事業者の直接の取引先事業者が単なる取次ぎとして機能しており、実質的にみて当該事業者が販売していると認められる場合には、当該事業者が当該取引先事業者に対して価格を指示しても、通常、違法とはならない。

 - ① 委託販売の場合であって、受託者は、受託商品の保管、代金回収等についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合や商品が売れ残った場合の危険負担を負うことはないなど、当該取引が委託者の危険負担と計算において行われている場合
 - ② メーカーと小売業者（又はユーザー）との間で直接価格について交渉し、納入価格が決定される取引において、卸売業者に対し、その価格で当該小売業者（又はユーザー）に納入するよう指示する場合であって、当該卸売業者が物流及び代金回収の責任を負い、その履行に対する手数料分を受け取ることとなっている場合など、実質的にみて当該メーカーが販売していると認められる場合
- ・様々な形態
 - ・上記①：委託販売で、最終需要者は取引先（非直営店）が見付けてくる
 - ・上記②：最終需要者は自身（「事業者」）が見付けてくる
 - ・その他：最終需要者は取引先（非直営店）が見付けてくるが、委託販売ではない
 - ・平成 28 年度相談事例 1
 - ・令和元年度相談事例 5
- ・法的な位置付け
 - ・そのような取引先（非直営店）は「競争」（2条4項で定義）をしている者と見ない

- ・そのような取引先（非直営店）は2条9項4号などの「相手方」と見ない
- ・取引先（非直営店）についてそのような法的評価を受けるためには、自身（「事業者」）がどれほどの「危険負担」をする必要があるか

周南コンビナート共同行為

- ・令和5年度相談事例2〔周南コンビナート共同行為〕
 - ・令和5年度相談事例
- ・令和6年2月15日 相談事例
 - ・<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240215shunan.html>
 - ・川下
 - ・競争関係のない商品役務が多い
 - ・競争関係のある商品役務は全国に競争者がいる
 - ・川上
 - ・「共同行為による競争制限効果が見込まれるものの、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じることはな」い
 - ・理由
 - ・「アンモニア等及びバイオマス等は、世界的なカーボンニュートラルの動きによって需要及び供給が拡大される見込みであることから、今後、アンモニア等及びバイオマス等の購入市場の競争は活発になることが見込まれる。」
 - ・「共同行為によって購入されることが想定されるアンモニア等及びバイオマス等の量は供給量に比して限定的である。」
 - ・共同購入
 - ・川上の競争当事者の相手方であるアンモニア等の供給者やバイオマス等の供給者は日本に所在するのか、という問題もある旨のご教示をいただいた。（公正取引協会セミナー）

日本自動車車体整備協同組合連合会

- ・令和5年度相談事例10〔日本自動車車体整備協同組合連合会〕
 - ・令和5年度相談事例
- ・令和6年3月29日 相談事例
 - ・公正取引委員会「自動車車体整備事業者の団体と損害保険会社との間における団体協約の締結に係る相談への回答について」（令和6年3月29日）
 - ・<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240329jabra.html>
- ・関係情報
 - ・日本自動車車体整備協同組合連合会（略称「日車協連」「JABRA」）のウェブサイト
 - ・<https://jabra.or.jp>
 - ・事前相談申出書（令和5年6月30日）（多分）

- ・ <https://jabra.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/事業者団体の活動に関する事前相談申出書.pdf>
 - ・「平成5年6月30日」となっているが令和の誤りではないか。
 - ・「日本自動車車体整備協同組合連合会代理人」の「饗庭靖之」さんは、下記「報告レジュメ」の筆者と同じ氏名
 - ・ 日本損害保険協会への通知（「令和5年5月吉日」）
 - ・ 次のリンクを叩くと、直ちに Word ファイルがダウンロードされると思われる。
 - ・ <https://jabra.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/協議%EF%BC%91-%EF%BC%91%20損保協会への通知文.docx>
 - ・ (報告レジュメ) 饗庭靖之「損害保険における事故自動車の修理工賃単価の決定方法の現状と課題」
 - ・ 日本保険学会 第248回関東部会（令和6年3月8日）
 - ・ <http://www.js-is.org/?p=58>
 - ・ 平成6年の日本損害保険協会に対する警告
- ・ 公取委の公表内容それ自体について
 - ・ 公取委の説明
 - ・ 独禁法22条で適用除外される
 - ・ 22条本文の要件を満たす
 - ・ 22条ただし書に該当しない
 - ・ 「不公正な取引方法を用いる場合」に該当しない
 - ・ 「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」に該当しない
 - ・ 22条ただし書に該当しない理由によれば、適用除外に該当しなくとも、そもそも独禁法違反でないが、説明の仕方の問題
- ・ 日車協連の側の資料から分かること
 - ・ 平成6年の警告（上記）は、日本損害保険協会に対するもの
 - ・ 今回の相談者（日車協連）は、平成6年警告によって利益を受ける側（その後、損害保険会社に競争してもらえる側）
 - ・ それにもかかわらず競争の実が得られていない旨の所見があった模様（上記資料）
 - ・ そのあたりについて、自らの側の共同行為について公正取引委員会に相談するという形で、しかも狭義の事前相談をして自らの固有名詞を明らかにした発表を最終的に公正取引委員会からしてもらった形で、値上げ交渉を可能とし、同時に、独禁法の問題を整理してもらおうという相談であったのかもしれない。（あり得る一つの推測）
 - ・ 今回の発表でも公取委は、損害保険会社の側については、「特定の損害保険会社それぞれ」としており、共同の交渉は認められないことが暗黙の前提となっているように思われる。
 - ・ 事前相談の申出書は令和5年6月30日（多分）で、公取委の回答は令和6年3月29日であるが、公取委の文書（事前相談制度）8（1）は次のようになっているので、「全ての資料等を受領してから三〇日以内」であったという形となったものと思われる。（具体的な状況は不明）

- ・原則として、事前相談申出書を受領してから三〇日以内に書面により回答を行うものとする。ただし、事前相談申出書を受領後、回答を行うために必要と判断される資料等の追加的提出を求めた場合には、全ての資料等を受領してから三〇日以内に回答を行うものとする。
- ・以上のことは、日車協連の側から上記のような資料が出ていることを公正取引協会のセミナーでご教示いただいたために分かったもの。

・参考

・独禁法 22 条

第二十二條 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

・中協法 7 条

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七條 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二條第一号の要件を備える組合とみなす。

- 一 事業協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者
 - ロ 常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者
- 二 事業協同小組合
- 三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

2・3 （略）

中協法 9 条の 9 第 1 項

（協同組合連合会）

第九條の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ

- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
- 四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同事業
- 五 所属員の福利厚生に関する事業
- 六 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- 七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
- 八 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 九 前各号の事業に附帯する事業

2以下 (略)

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

1 周南コンビナート共同行為

- 発表文の2(1)で一般論を述べ、(2)で本件への当てはめを行っているが、当てはめのところで、競争促進効果との総合的検討を行っていない。このため、一般論との整合性がとれていないような気がしたが、グリーンガイドラインの改定案の考え方により、競争制限効果がなければそもそも問題ないという流れもあるということが理解できた。

また、発表文の最後で、1から3以外の共同行為についても独占禁止法上問題となるものではないとの表現があるが、相談されていないことについて、カーボンニュートラルの推進のためにわざわざ公正取引委員会が言及したようにも思われる。

- グリーンガイドラインの改定案が公表されたが、基本的な考え方は変わっていないと思う。本件は、競争制限効果は少しあるが、有力な競争事業者が存在したり、需要者から競争圧力が働いていたりするなどにより、制限効果は大きくないので問題ないとされた事案であり、正当化理由の検討は行う必要がなかったものである。

なお、公正取引委員会は、従来、競争への影響があるにもかかわらず正当化理由があるので問題ないとするに抵抗感があり、レトリックとして正当化理由という用語を競争促進効果と言い換えてきたところがあったと考えている。

1から3以外の行為について問題ないと記載している点に関しては、相談者から別の相談もあったのかもしれない、この点が記載されている理由についてはよく分からない。

- 結論をみると、競争の実質的制限はないということなので、本件は、グリーンガイドラインによらずとも問題ないとされた事案ということになるのかもしれない。ガイドラインでは、本件のように、競争制限効果が少しあるが目的とか競争促進効果とか言うまでも無く問題ないという場合があるということについての記載が抜けていると思われる。

- 本件では、競争制限効果は少しあるが、制限効果は大きくないというのが問題とされない理由となっている。本件は、グリーンについては、このような事例もあるということを示したということなのかもしれない。

- 公正取引委員会は、競争制限効果という用語を、内発的牽制力がなくなるという意味で用いているのではないか。

また、2(1)イ、ウにおいて、公正取引委員会は、競争促進効果と正当化理由は区別して記載しているのではないか。

- 公正取引委員会は、公表文での用語の使用について、少し混乱があるように見える。

2 (1) イの「一方」の段落での競争制限効果の用語は、当事者の内発的牽制力がなくなるという意味であり、「そして」の段落では、その他の要因を含めた反競争的效果全体の意味で用いているように見える。

また、競争促進効果という用語についても、本当に競争の促進の意味でも用いられているが、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果というときには、今ある競争ではなく将来の話であり、そのことにより現在ある競争制限が打ち消されるわけではないので、一種の正当化理由とみることができると思われる。
 - イで記載されている川下市場の話は現在の時点の話であり、しかも、我が国の市場であるとされている。それに対して、ウで記載されている共同購入は将来の話となっており、しかも我が国とは書かれていない。出光興産のホームページによれば、アンモニア等についてはオーストラリアや UAE 等から輸入しているようであり、行為者は我が国にいますが、影響を受けるのが海外事業者となっている。

いずれにせよ、将来についての検討の難しさを感じる。
 - イの川下市場については、現在でも問題ないとされ、ウの川上市場はさらに影響ないとされていると考えられる。

本件は、将来についてはあまり踏み込まず、我が国市場の確実に言えるところの判断により問題ないとしているように思われるが。そもそも、購入についての共同行為の影響を受ける川上の供給者が海外にいる場合に、そのような共同行為に日本の独占禁止法が適用されるかという問題もある。
- ## 2 日本自動車車体整備協同組合連合会
- 2 の考え方の (2) イでシェアについて言及しているが、個々の組合員のシェアなのか組合員全体のシェアなのかよく分からない。

組合員に大企業は含まれないとしているが、企業結合の場合のように、大企業による協調的效果をみなくてよいのか疑問である。

3 の結論について、「日車協連の説明に基づけば」と「大規模事業者が含まれないこととした場合においては」という二重の留保がついている。令和 4 年の事前相談事例では、説明者の説明に基づけばなどということをおざわざ記載しておらず、公正取引委員会の担当者が疑いなり懸念をもっているようにも見える。
 - 相談事例は相談者の説明が前提である。発表文にそのことを書くかどうかはそのときの筆の勢いや担当者の違いなどにもよるので、書かれているからといって担当者が疑っているとは限られないのではないと思われる。

シェアについては、組合員全部の合計シェアの意味であり、北海道でも沖縄でもどこでもその合計シェアが小さいのではないかと思われる。

シェアが小さい組合による本件の共同行為により、大規模事業者の協調的な行動があるのか、本件との因果関係なく大規模事業者間が高価格となっているのかなどについては承知していない。

- ネットで日車協連の事前相談申出書をみたところ、組合の構成員のシェアは、7.37%とかなり小さいようである。

申出書の日付からすると相談に9か月くらいかかっておりかなり時間を要しているように思われる、そんなに時間のかかる内容なのか気になった。

損保協会は、平成6年10月に単位組合との交渉について公正取引委員会から警告を受けており、そのことにより組合は交渉しにくくなっているようである。

- 組合のシェアが7.37%であれば、大規模事業者による協調行動は起こりにくいかもしれない。

シェアが小さくてもわざわざ相談しているのは、業界で従来独占禁止法上行うことができないのではないかと考えられていた点について公正取引委員会に問題ない旨公表してもらい、交渉などをしやすくするためである場合もある。

事前相談制度に基づく相談については30日以内の回答が原則とされているにもかかわらず9か月もかかっているようであるが、企業結合の事例では、公正取引委員会から了承が得られそうな段階になってすべての資料の提出を完了するということもある。本件では、過去の警告事案の関連で整理に時間を要したのかもしれないが、よく分からない。